

○倶知安町営プール管理運営条例施行規則

平成15年 6 月24日

教委規則第 7 号

改正 平成15年 9 月29日教委規則第20号

平成25年 5 月30日教委規則第 5 号

平成27年 2 月19日教委規則第 2 号

平成28年 4 月 1 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、倶知安町営プール管理運営条例施行規則（平成15年倶知安町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間等)

第 2 条 プールの使用期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 使用期間 5 月 1 日から10月31日まで

(2) 使用時間 午前10時から午後 8 時30分まで

2 プールの休館日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）とする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(団体使用の申請)

第 3 条 プールを団体で利用しようとする者は、利用の 5 日前までに利用許可申請書（別記様式第 1 号）を館長に提出しなければならない。ただし、館長が申請書の提出について必要がないと認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第 4 条 館長は、前条の規定による申請書の提出を受け、その利用を許可したときは、利用許可証（別記様式第 2 号）を交付する。

(個人利用)

第 5 条 個人でプールを利用しようとする者は、個人利用票（別記様式第 3 号）に記載した上、利用料を納入し、個人利用券（別記様式第 4 号）の交付を受けて利用しなければならない。

(利用料の減免)

第 6 条 条例第10条の規定により、利用料を減免できる場合及び割合は、次のとおりとする。

(1) 倶知安町又は教育委員会が他の団体と共催する各種大会に利用するとき。 10割

(2) 町内の小学校、中学校及び高等学校が利用するとき。 10割

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。 教育委員会
が定める割合

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。ただし、館長が申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。
- 3 館長は、使用料の減免の可否を決定したときは、使用料減免承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。
- 4 館長は、第2項及び第3項の規定により、使用料減免申請書の提出を要しないと認め、かつ減免の承認の通知をしないときは、俱知安町営プール個人使用減免簿（別記様式第7号）に減免の理由及び額を記載した上、個人使用券を交付しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第11条の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 条例第8条第1項第4号の規定により使用許可を取消したとき。
- (3) 使用開始3日前までに許可の取消しを申し出たとき。

（補則）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（俱知安勤労者体育施設管理運営規則の廃止）

- 2 俱知安勤労者体育施設管理運営規則（昭和56年俱知安町教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成15年9月29日教委規則第20号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成25年5月30日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月19日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。